

第 20 回 自治区制度等行財政改革推進特別委員会記録

日 時 令和元年 9 月 9 日 (月)
11 時 30 分～15 時 13 分
(予算決算委員会終了後)
場 所 議会全員協議会室

【委員】 串崎委員長、芦谷副委員長
三浦委員、沖田委員、川上委員、上野委員、飛野委員、岡本委員、永見委員、
佐々木委員、西村委員

【議長】

【委員外議員】 西川議員、小川議員、柳楽議員、布施議員、野藤議員、村武議員、牛尾議員

【執行部】 近重副市長、内藤自治区長、岩谷自治区長、熊谷自治区長、中島自治区長、
石本教育長、砂川総務部長、岡田地域政策部長、
斗光市民生活部長、湯浅産業経済部長、石田都市建設部長、河上教育部長、
吉永金城支所長、塚田旭支所長、岩田弥栄支所長、田城三隅支所長、
草刈財政課長、湯浅教育施設再編推進室長、曾利教育施設再編推進係長、
西谷行財政改革推進課長、浅田行革推進係長、
宮崎関連施設支援室長、恒松専門企画員、前原専門企画員、
大驛商工労働課長、久佐農林振興課長、戸津川水産振興課副参事、
村木生涯学習課長、外浦文化振興課長、永田三隅支所産業建設課長、
邊まちづくり推進課長、岡橋政策企画課長、大屋企画係長

【事務局】 下間書記

議 題

1. 執行部報告事項

(1) 地方公社等に関する指針及び地方公社等に対する市の関与の見直し指針の改定について

2. 議案審査

議案第 52 号 浜田市自治区設置条例の一部を改正する条例について

議案第 54 号 浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会条例の制定について

3. 自治区制度について (公民館のコミュニティセンター化等) 【委員間で協議】

4. その他

○次回開催 月 日 () 時 分

【会議録】

(開 議 11 時 30 分)

串崎委員長

お疲れさまです。それではただ今出席者 11 名全員で定足数に達していますので委員会を開催させていただきます。

本日の資料はタブレットに配布していますので、レジュメに沿って進めさせていただきます。

1. 執行部報告事項

(1) 地方公社等に関する指針及び地方公社等に対する市の関与の見直し指針の改定について

串崎委員長

執行部から説明をお願いします。

関連施設支援室長

(以下資料により説明)

串崎委員長

説明が終わりました。委員から質問はありますか。

川上委員

最初の 7 ページ第 5、第三セクター等の経営健全化の取組の中の、策定する必要がある要件の中に、実質的に債務超過である法人とありますが、実質的とはどういうことですか。

それから 3 番の、多大な財政的リスクを有する法人とはどのようなものか教えてください。

関連施設支援室長

実質的債務超過は決算で明らかになるのですが、例えば減価償却をフルにしてないということがあればそういうこともあり得ます。本来の決算といった時にどうなるかという視点が必要だということで記載しています。

続いて市が多大な財政リスクですが、これは個別にはなかなか難しいのですが、市は基本的に債務負担していませんので、生じないとは思っています。最も重要となる財政健全比率については債務負担をしたら対象になるので、そういう意味からすると一応基準としてはありますが今のところ想定はしていません。

川上委員

最初の 2 番は、実際に先般ありました。600 万くらいを前年にせずに、翌年ポンと上がってきた。あれはもう完全にアウトですか。

関連施設支援室長

あくまで法人に確認した状況ではそういうことはありません。法人は大丈夫と言っておられますので。

川上委員

あれを見る限り 1 千万くらいの赤字になっていますが、大丈夫ですか。

関連施設支援室長

あくまで債務超過ですから、単年度収支が赤字とか、そういう

川上委員

問題ではありませんので。資産を上回っているということですので。

先ほどの説明と違います。その辺はしっかり判断してください。

串崎委員長

その他ございますか。

(「なし」という声あり)

それでは、執行部の入れ替えもありますので、ここで暫時休憩とします。執行部の方はお疲れさまでした。再開は1時とします。

[休憩 11時55分～12時57分]

2. 議案審査

議案第52号 浜田市自治区設置条例の一部を改正する条例について

串崎委員長

執行部から補足説明がありますか。

(「ありません」という声あり)

串崎委員長

委員から質疑がありますか。

西村委員

1年延長自体に異議はありませんが、今からまちづくりの議論を進めていく視点で見た時に1年で十分かという意味で、大丈夫かという疑問がずっとあります。確か佐々木議員の一般質問に対する答弁で、自治区設置条例を1年に限りと強調された記憶があつて、そこも非常に気になった点です。

いずれにせよ、再来年の3月末時点で状況を見て、議論不足と執行部が判断された時は再延長する可能性があるのか確認しておかないと。理屈の上ではできるのですが、そういう意志が可能性としてあるのか答弁をお聞かせください。

政策企画課長

1年限りの延長とさせていただきます。これについては、先ほどの議案質疑でも述べさせていただきました。新しい自治区制度に代わるまちづくりがまだ具体的に見えない中、検討委員会を立ち上げて、地域の代表の方にも入っていただく中でしっかりとしたまちづくりの協働の条例を作っていくということです。

1年で十分足りるかですが、この検討委員会を立ち上げて、先般の特別委員会でも資料でお示ししましたが、スケジュールをしっかりと具体的にいつ、こういったことを進めていくというようなことの中で話を進めていきたいと思っています。月1回ペースで厳しいですが皆様方の協力により、良い条例を作りたいと思います。その結果、1年経った時に、後戻りがないよう

にと考えています。それぞれの地域協議会の方からもこのことの心配をいただいています。これについては、いろいろな意見を頂戴しております。1年限りを条件に浜田自治区の皆様方は1年延長を認めていただいた背景もあり、お互いに歩みよった中で物事は決まっていくのだらうと思っています。したがって今の時点で1年後にまた後戻りするかどうかということについては、そのようなことのないようしっかり努めていきたいということで、お答えをさせていただきたいと思えます。

西村委員

今、言われた後戻りというのは、具体的な状況としてはどのような意味ですか。

政策企画課長

1年延長して様々な議論を尽くした上で、新しいまちづくりの具体的なものがご納得いただけないというようなことのないようにさせていただきたいのですが、もし仮にそうなった時には、再度延長することが後戻りだと思っています。

川上委員

まず、1点目ですが、以前も言いましたが、自治区制度について1年延ばす話ですが、その前にやるべきことをせずに、1年延ばすというのは非常に不可解なことであると。前回5年間に今後5年間の取組として最終案を示しています。その中に3つありました。1.地域の個性を活かしたまちづくり推進、施策の推進。2.住民自治組織の支援の充実、3.地域の皆さんの声を市政に反映する仕組みづくりの3つがありますが、これを検証もせずに、総括もせずに、軽はずみに1年でオクケーというのはいかがなものかと。再度言いたいのですが、このあたりはいかがでしょうか。

政策企画課長

自治区制度の検証は、これまでも度々ご意見頂戴しています。また、繰り返しになりますが、今回の見直しの議論はまずこれまでの自治区制度の振り返りを各地域協議会あるいは、住民の皆さんにさせていただき、その中で担保して欲しいという機能をいろいろな形でご意見を頂戴しています。そのことが、皆さんの現在の自治区制度に対する評価だったのではないかとと思っています。したがって、なかなか検証という形は難しいものだと思いますが、住民の皆さんの評価、意識の中にそれを求めたということはこれまでも申し上げたとおりです。

川上委員

難しいからなかなかできなかったと言われますが、最初の地域の個性を活かしたまちづくり施策の推進という部分では、自治区ごとに振興計画を作成し、その進捗状況を定期的に開示、報告する等、地域の皆さんと情報共有しながら施策を進めます

と書いています。確かに旧那賀郡の4つについては、自治区ごとに振興計画を策定してなおかつ、評価をされています。しかしながら旧浜田市は最終的に今年の施策の中には振興計画がなかったですね。浜田は一言もふれていませんでした。というように、やはり片方があり、片方がなくやっているということは、評価も何もしてないと捉えられてもおかしくないのではないですか。

政策企画課長

計画に対する進捗、評価が浜田自治区の方はどうなのかというご指摘ですが、確かに個別に具体的なまちづくり計画については、進捗評価等、個別にはされてないと思っておりますが、改めて総合振興計画の中で自治区別の計画、このことについてはしっかり位置づけをさせていただいておりますし、審議会でも、あるいは議会の意見交換の中でもそのことは評価してもらっていると思っております。また、それぞれのまちづくり委員会の設立状況にも浜田自治区はまだ100パーセントいっていない状況にあります。このことについては、それぞれのまちづくり委員会の中で計画を作ってもらっていますので、これからも新しくまちづくり委員会を設立支援する中で充実していくのではと思っております。

川上委員

先ほどは3つしか言いませんでしたが、4つ目に地域資源の活用条例を策定して地域の資源を積極的に活用するということがありました。これはどのようになっていますか。

政策企画課長

地域資源活用推進条例につきましても、先般の見直しにおきましては、議会において条例を議決していただいたところです。現在は少し形を変えて、BUY 浜田推進運動として、地域の資源あるいは、産品諸々をなるべく市民に周知して、使っていただくことを重点的に進めています。

川上委員

5つ目は防災体制の強化、これは確かに各自治区ごとに防災担当課ができています。最後の6つ目の支所支援体制の強化をするというのがありました。確かに初年度には支所支援係ができました。なんと言うこともない、1年もせずにやめられました。これはどういうことですか。計画をすぐやめた。こういう反省もなく次へ進むのですか。

政策企画課長

支所支援係については、各支所との連携を深めるために地域政策部の中に設置しました。その後、自治区の延長が再度方針決定され、それによって支所支援係の役割が減ったので、これについては平成28年度の時点で政策企画課の方に統合させて

いただいて、引き続き支所との連携を深める中で支援させていただきます。

川上委員

こうやって、聞きましたら、各々全て理由があるみたいですね。ということは、評価して総括して次へ進むことができるはずなのに、なぜ評価して総括して次へ進まないのですか。ただ、ただ、こういうことをせずに前に進まれるのはいかがなものかと思うのですが。

地域政策部長

検証ということについては、今回1年以上の長い時間をかけて地域からしっかり声を聞いています。その中に私は答えがあると思っています。それから今回の自治区設置条例の延長を出すにあたって、これがなくなって、もうすぐに次の新しい仕組みに切り替えるということではなくて、1年延長してその間しっかり議論を深める。これは、次期の条例を決める上でどうしても踏まなければならないステップだと思っています。前回延長した期間内にこれも1年延長することになりますが、期間内にできないことをこの延長した期間になんとかやりたいという思いで、このステップを踏むということについては、地域協議会の奥のところからもご同意いただいていますので、その中で過去の今までの取組も踏まえてどうあるべきかという姿もしっかり議論をしながら、新しい仕組みづくりを考えていくと。そのような期間に充てるということですので、まったく振り返りも、何もしないままに次へ進むということはありません。

川上委員

確かに何もしてないわけではないでしょうが、平成27年6月の今後の自治区制度においてという最終案では、今後5年間における取組として、今後も各地域が永続的に発展していくためには、地域の個性を生かし、地域の皆さんと行政が一体となった取組が必要と考えますと。今後5年間において地域の状況に応じた振興策や仕組みづくり等、次の6点を重点に取組んで参りますと。わざわざ6点と書いてあるのです。ということは、この6点についてはすべて検証して、評価しないといけません。これをしてこそ、初めてこの5年間が生きてくると思いますがいかがでしょうか。

地域政策部長

先ほどは5点について、それぞれ説明があつて、政策企画課長からお答えしました。基本的にその1つずつを、住民の皆さんの意見を改めて聞きながらという項目立てはしていませんが、少なくとも、その項目も含めまして、今までの制度がどうだったのかというのはしっかりうかがって、そのうち、ぜひと

も次の制度、あるいは次の仕組みの中にこれだけは活かして欲しいという気持ちは聴いていますので、それが実現できるような仕組みを考えていくということで、今回、まちづくり推進条例の制定等も提案させていただきましたし、コミュニティセンター化も提案させていただきました。したがって、個別に一つ一つということでは、議員のご指摘どおりのことはできていない。というのは反省しないといけないかもしれませんが、総括的にはうかがっていますので、その声にお応えできる制度設計をしていきたいと思っています。

川上委員

今の最後のところで、総括的にはしているということでしたので、総括ができるなら個々の評価もできているはずですから1から6まで評価してみたいかですか。そして文章でしっかり目に見せていただいて、そして総括していただいて、これで、今後のことについては、こういうように考えるんだというようにすれば、私たちも、議会も住民もまた、地域協議会の皆さんも見えるのではないかと思います。ただ、ただ、言葉だけでなくしっかり文章にすることが大事ですがどうでしょうか。

地域政策部長

一応、地域協議会の皆さまには現時点での執行部の考えをお示しして、現時点では了解をいただいていますので、今のタイミングで1から6までを文章にして見せるかどうかについては、これは少し宿題とさせていただきます。

川上委員

宿題というのは、必ず宿題には答えが出ますのでよろしくお願いします。

串崎委員長

他にありませんか。

芦谷委員

先ほど、岡田部長からありましたが、確認も含めてですが、1年間延長していて、問題は、市民の問題も議会の問題も結局、自治区の精神の自治区に配慮した施策と、それをバックアップする支援面、財政面を、協働のまちづくり推進条例やコミュニティセンター化に包含することなのではないでしょうか。

地域政策部長

施策と財政面ということですが、少なくとも財政面は1自治区ごとという枠ではなくて、中山間地域という枠組みで、これは自治区枠を超えてまちづくりを考えるため、旧浜田エリアの中にも当然そういうお困り感を持っておられる地域もありますから、それも全部踏まえた上で、それを中山間地域のための課題解決のための財源を手当としようと言う方針をお示しさせてもらっています。それから各自治区の施策は、地域協議会

も引き続き残るし、その声を聴きながら、その声をどう反映させていくかというのは、財源手当の中からどうやっていくのかは執行部の政策形成にもかかわってくるのだと思っています。それであるまでも、現在の自治区制度の延長がやめることのように新しい制度に切り替えるというような、そんなやりとりになっているように思いますが、自治区制度の中でなくなるのは、区長の整理だけで、基本的に他の条件については新しい制度にも盛り込みます。確かに1年延長した中で、まるまる自治区制度が変わるわけではない。その趣旨を踏まえながらより良いものを考えていく。そのための期間だということでご理解いただきたいと思っています。

芦谷委員

ずっと10年もやってきて指摘があるのは、自治区間の凸凹、市民のそれに対する理解、そういったこれに対する市民の濃淡があることの差の解消をしっかりと努力しないと、そういうことをほっておいて、新しいものを作ってもなかなか市民がついていけないので、ぜひとも、そういう凸凹感や市民の意識の差、この辺の解消についてはいかがでしょうか。

地域政策部長

市民の皆さんと共有せねばならないのは、中山間地域にあらうが、市街地にあらうがこれからは共助の気持ちが全面に出ないとならないと持続可能なまちを続けて行くことはできないということです。したがって、そうしたまちづくりに対する市民の気持ちを協働のまちづくりの推進条例の中にみんなで理念を共有しましょうということをやっていきますから、確かに自治区間の意識の差をどうするかということがありますが、共通の条例の中でそのあたりの格差が埋まっていくよう努力する必要があると思っています。

串崎委員長

その他にありますか。ないようですので、続いて、

議案第54号 浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会条例の制定について

串崎委員長

執行部から補足説明がありますか。

(「ありません」という声あり)

委員から質疑はありますか。

川上委員

この条例ですが、これではどこまでつくるかがわからないので、理念条例という話ですが、やはり理念条例だけでは住民の方にこれからどうするんだというのは見えないのでできれば細則まで作ることをうたった方がよろしいかと思いますが。

政策企画課長

基本的にはこの条例は理念条例です。その中で先ほどの議案質疑でも答えましたが、自治区制度の後継制度である条例でもあります。そのことについては、区長以外の部分については盛り込んでいくという方向性をもっています。ただ細部をどのようにするかですが、基本的には従来から申し上げていますいろんな多様なことをまちづくりに取り組む共通の思いや理念を盛り込むという中で実際に具体的なまちづくりをどうしていくかが重要です。この条例の所掌事務についても、協働のまちづくりのあり方についてうたっています。このことについては、従来のまちづくり組織であるまちづくり推進委員会、あるいは自治会、町内会、自治公民館など様々な組織があります。こういった組織がいかに協働のまちづくりとして関わっていいのか、条例の規定する中で、委員会内でしっかり話す必要があります。細則については、どのような形になるかはその委員会の議論によりますが、あくまで理念条例なので、どの程度まで細かいものにするかは今後の検討に委ねたいと思います。

川上委員

できるものであるなら、その理念条例の中に細部にわたっては細則により決めるとかいう形でしっかり細則が見えるのだということを出した方が良いと思います。

政策企画課長

先ほども言いましたが、細部にわたってはどのように規定していくかは、これから皆さんのご意見を伺いながら、議会の意見を聞きながら努めていきたいと思っています。

三浦委員

課長のお話の中に、自治区制度の後継と言われました。後継条例になると、この前にあたるのは自治区設置条例ですか。

政策企画課長

はい。現行の自治区制度を規定するのは自治区設置条例ですのでそのことを申し上げています。

三浦委員

その自治区設置条例は理念条例ですか。

政策企画課長

これについては基本的には理念条例というか、地域の個性を活かしたまちづくりのよりどころとなる条例であり、先ほどから申し上げている自治区長等を規程するものです。

三浦委員

そうですね。ならばその後継になる条例が理念条例になるということは、どういうことになりますか。この理念条例を定めた後に別個に地域協議会を残すとか、今いろいろ自治区制度をもとにいろいろある制度は大半が残るわけで、それはどういうところで、どういう条例を定めていきますか。

政策企画課長

自治区に関連する条例、例えば地域協議会の関係がありますが、運営については規則なりで決めています。こういうやり方

は引き続きなされていくのだらうと思います。そもそも理念条例と設置条例についてのご指摘ですが、少しわかりづらい部分がありますが、基本は浜田那賀方式自治区制度というものは個性を活かしたまちづくりに加えて一体的なまちづくりを推進していくものであること、これが次の制度にかわっていく、その次の制度というのが新しい協働のまちづくり推進条例に規定する。そのまちづくりというのは住民が主体となって新しいまちづくりということですので、個性のあるまちづくり、一体的なまちづくりの精神を引き継いで新たな住民主体のまちづくりに代わっていくと、その規定をするのが協働のまちづくり推進条例という考え方ですので、まったく同じようなスキームで一致するというものにはならないこともあろうかと思いますが、その精神と引き継ぐものと具体的な地域協議会とかの部分については併存していくものだと考え、新しい条例を検討していきたいと思っています。

三浦委員

そうすると、理念条例を、性質の異なる物だと説明がありましたが、改めて理念条例を作る意味合いはあるのですか。

地域政策部長

もともと自治区設置条例というのは、その地方自治の仕組みだけです。区長を置く、地域協議会を置くという仕組みだけです。それが目指そうとしたものは、協働のまちづくりという明確なものがありました。今は一番重要なのは、何をやろうとしているかという理念だと思っています。したがって、目指す理念を新しく掲げるのが第一の目的です。行政、民間がどういう役割を担うかも示そうとされていて。理念が中心になる中で細部をどれだけ設けるかは検討しなければいけないと思っています。もう一つそれを補完する形でコミュニティーセンター化を考えていますが、コミュニティーセンターについては設置条例を別途作らねばと思っています。

西村委員

この条例に絡んで、コミセン化の話がありましたが、私はずっとこの問題、新たなまちづくりのあり方という問題でずっと引っかかっているのは、明らかに新しいまちづくりの核としようとしているのは公民館のコミュニティーセンター化だと思えますが、少なくとも私はそのことについてのスタート地点に立っただけの気がしています。知識もほとんどないし、やった経験ももちろんないし。どういう所が受けるのかさえ、現時点で全く何もありません。想定はあるのかもしれませんが。そういう状態で1年延長だけが決まってしまうような、まちづくり推進

地域政策部長

条例を作っていくような、核になるコミュニティセンター化がそういう状態でありながら、推進条例は一方で進んでいく。そういった中で推進条例がいかに関理念条例とはいえ、どう進んでいくのか頭の中で組み立てられません。私が描くロジックと相入れないものがあります。

コミュニティセンター化を目指そうとしているのは、身近な地域のまちづくりをどうするかという時にサポートする拠点が必要だということです。これまでは公民館だったと思います。公民館が社会教育という考え方を全ては社会教育の中に包含されるのかもしれませんが、現時点ではまちづくりのいろんな取り組みを公民館が行われたり、ということが現実としてあります。これをサポートとしていくことを今後の目標に定めようということでコミュニティセンター化を打ち出したわけです。それで、現状の体制の中では限界があるので、その機能を充実させていくためには、これからどうするかについて議論を深めていきたい。協働のまちづくりを進めていくための大きな推進力はそこだと思っています。条例検討にあたってはそこが見えないと判断しづらいと思います。ですから、条例の検討を一方的に進めるということではなく、コミュニティセンターもその中の部会として同時並行で議論をしっかりと進めながらそれを一つの条例制度の中で理解して定めていく。これは1年では短いかもしれませんが進めていきたいというのが基本的な考え方です。それから本当に1年で大丈夫かということについては、理想的にコミュニティセンターとはこうあるべき、というのはあると思いますが、それは同じ立ち位置でスタートするのは1年では厳しいというのは承知しています。したがって、現在の公民館の体制に今後、事業費や諸手当このくらいはできそうだというのが理解されたら、次はどの程度までできるのか、それは公民館の中でも個性があると思いますので、そこをスタートとして良いコミュニティセンターに向かってステップアップしていくイメージで今考えていて、その1年だと思っています。

西村委員

私は率直に言って、周辺4自治区は歴史的に積みあがった活動や地域性があるので、それなりに今描いているコミュニティセンターを核にしたまちづくりは、ある程度上手くいくと想定しています。しかし浜田自治区はそうはいかないのが現実ではないかと思っています。公民館の問題もあります。浜田は1館しかないです。まちづくり推進委員会もできていないところが実

地域政策部長

際あります。そういうことがある一方でコミセン化を進めてもそんなに上手くいくわけではないと思っています。だから1年に限り延長ということなので、相当強固な決意を示されたと理解しています。それで良いのかと。少なくとも浜田自治区に関しては不安が先立つのが当たり前ではないかと思うわけです。もっと柔軟性を持ったやり方があるのではと。

新しい制度に取り組む時はハードルも高いのですが、このコミュニティセンター化を目指そうというのは、やはりこれから協働のまちづくりを絶対にやっていこうという大きな目的を皆さんに持っていただきたい目的があります。それで、公民館には自治公民館があったり、まちづくり推進委員会は作ってないけど、町内が連合会としてきちんと機能しているところも実際にあります。浜田自治区の中にも。そうしたところはそこを中心に考えてもらえば良いと思っています。公民館エリアが広い所は、その公民館の職員は全ての地区の事業を一手に引き受けてするわけではなくて、個別地域から相談があった時にそこにアドバイスができたり、人をつなげていたり、あるいはそういう活動を通して、人を育てていくということが大事だと思っていますので、そういう活動を進めていながら、場合によっては公民館の配置が今のままで良いのかも含めて議論が深まっていくと思っています。そういうことのスタートとして1年後を目指してやりたいというのが今回の条例提案のそもそもの考えです。そこはご理解いただきたいと思います。

川上委員

理念条例はこのまま作っても政策条例として今、コミセン化という話でした。今までも自治区制度を補完するために、政策条例は一つだよという。一つでこれまでの自治区制度を補完できるのだろうか。本当に政策条例として。それが私は心配です。それを見せてもらわない限り難しいのではないのでしょうか。

地域政策部長

現在の自治区制度が果たしてきたことを新しい仕組みの中で実現しようとした時に今の執行部の提案、市からの提案は、中山間地域を大事にすることと、もっと小さいエリアのまちづくり活動を大事にするという2本立てをメインとして出しました。そのためにもコミュニティセンター化についてもしっかり条例の制定や議論が必要かと思っています。これ以外にあればご意見を頂戴したいです。少なくとも現在までの自治区制度が果たしてきた役割は、大きく言うとこの二つの条例を進めながら新しい検討組織の設置条例を認めていただいて、検討が深ま

川上委員

っていく中で現在の自治区制度の抱えていることについては、私はある程度これでフォローできるのではないかと考えています。

地域政策部長

確かに条例を制定するための検討委員会を作るのですが、その委員の方々がこれまでの自治区制度の状況を全部分かってない。6 つことについてどうなったかもわかっていない。そういう方々が条例ができるのだろうか。

川上委員

これまで地域協議会それぞれ5つの地域で話してきて、概ねこれには了解してもらっていますが、説明はきちんとしていくつもりです。

佐々木委員

言葉は言葉です。文章にしなさいと言っているのです。文章にすると残りますから。住民が見るためにやはり文章にしてください。お願いします。

地域政策部長

どこかで説明があったかと思いますが、52号にも関連しますが、今回自治区設置条例が1年延長で自動的になくなります。中身は自治区制度を引き継いで、自治区長の位置づけだけがなくなるということですが、設置条例がなくなると。その代わりに後継する理念条例がまちづくり推進条例だということですが、そもそも自治区長は廃止になるが地域協議会や支所機能など、その他の自治区制度の機能は残るとのことです、それは新しいまちづくり推進条例の中に担保していくのですか。規定するということでしたか。

佐々木委員

理念と合わせてそれを実現するための仕組みの中で役割についても明記したいと思っているので、今までのこちらの考え方の方針も示したものにありますように、地域協議会や支所であるとかそうしたことは残していこうと思っています。

地域政策部長

残すけど、今までの設置条例の中できちんと規定されているけど、それを引き継ぐ推進条例の中では規定されるのでしょうか。

佐々木委員

これは行政と民間の皆様方の役割を明記するためでもあるので、その仕組みとして地域協議会であるとか、支所であるとかそれはきちんとその中で意見を聞いていくとかそういうことで残していきます。

地域政策部長

機能としてそういうやり方としては引き継いでいくのですが、それを担保するように条例内に書き込むことはないのですか。

ですから条例の中に、地域協議会とは、支所とはということ

佐々木委員

はきちんと書きます。

わかりました。それではきちんと書き込むということで、自治区制度を引き継ぐという意味合いの理念条例ですか。

地域政策部長

書き込むというのが、自治区設置条例のような書きぶりになるかは分かりませんが、今までの方針でお示ししているように、行政と民間の役割を果たすその時に、民間と言っても例えばまちづくり推進委員会だったり、志を同じくする団体やNPOだったり、企業だったりあるわけで、そうした中にも当然重要な役割を果たしてもらおうということで地域協議会の文言も入るし、それを残すという意味で、みんなで協働のまちづくりを目指していくための仕組みとしてその中にきちんと言葉としては残します。

佐々木委員

微妙な表現で。きちんと機能として条例にうたうわけではない雰囲気です。どこかに地域協議会という文言が出てくるという程度のものなのかという感覚ですが、その辺はどうですか。

地域政策部長

これは自治区制度見直しにかかる方針の素案をお示した時のものだが、まちづくり推進条例の骨子をお示しました。地域協議会についてもその設置について区域や役割や体制について定めていくことにしていますので、その基本的なことは盛り込みます。

佐々木委員

きちんと条項の中に書き込まれるのですね、わかりました。当初は自治区制度廃止ということを最前列に掲げて見直し検討がなされてきましたが、いつのまにか廃止という文言がなくなって、自治区条例を引き継ぐものというトーンに代わってきて。これはこれで、私は、市民の方が今後まちづくりを進めていくためには非常にイメージ的には良いと思いますし、こういった自治区長の条項はないにしても、残りのことについてきちんと引き継ぐような条項の項目が入り込むというのは重要なことだと思って聞いていました。それはそれで安心ですが、自治区制度についてはいろいろな人が思いを持っていて、基本的にこの前も東大の先生が合併は失敗だったというようなことをはっきり言われましたが、多くの識者はそういう評価だと思います。住民の皆さんから同様に聞きます。行政関係以外から合併を評価する声を聞きません。その中で住民からすると自治区制度は評価が高いと思います。合併して良い事もなかったが悪くもなかったというのが浜田市民の意見かと思います。そういった意味で、自治区条例を引き継ぐような条項をきちんと入

地域政策部長

れ込んだ推進条例をお願いします。

元々、自治区制度廃止というたたき台の素案を示した時に、ご意見を聞いて最終案をお示しさせていただいています。市民の皆さんが安心できる制度をこれからもつながらねばいけないという意識はありますのできちんと盛り込んでいきたいと思っています。

川上委員

だんだん話が理念条例から政策条例に話が変わりつつあります。この際、理念条例はやめて政策条例にされたらいかがですか。その方がはっきりします。行政や地域の基本的な考え方や、市政や枠組みを話すのが理念条例です。部長の話の聞いているとそれは政策条例の域です。政策にしましょうよ。

総務部長

条例の体裁の話になりますと法令で私の方なので、理念条例と政策条例の違いはあまりはっきり明記されていません。基本的な新しいまちづくりの理念や目的をまず掲げて、市民や行政の責務等をお示しするのが理念条例です。ただ、理念条例の中でも推進していく体制とか予算とかを書き込む場合もありますから、その部分が政策条例か理念条例かということはありませんが、どちらにしても皆さんにしっかり考え方をお伝えして、それを実行するためには何が重要かをお示しするのが大切だと思っていますので、その辺の理念か政策かということは考えずに皆さんが考えていることをきちんと盛り込めるような努力をしなければいけないと思っています。

芦谷委員

この条例はそういったことを検討するための条例なので、問題は中身です。前も言いましたが、このメンバーに健康福祉、市民福祉、市民生活、場合によっては消防はコミュニティセンターに関わってきます。ある団体からコミュニティセンター化について全く相談がないという声を聞きました。問題は自主防災会の安全安心の問題や社会福祉協議会やら、そういったところでカバーできれば良いのですが、難しいかもしれませんが、今想定している団体や行政分野以外にも関わってもらわないと実行できないと思っています。市民生活や地域の営みに力点を置いて意見を聞いてカバーする考えがあれば伺います。

政策企画課長

まちづくり推進条例をこれから策定するにあたり、おっしゃるように非常に多岐にわたってカバーする必要があると思っています。そのような考えのため総合振興計画審議会の審議委員をモデルにメンバー構成を考えました。しかしいろいろなことを考えていきますと、当然、メンバーも増えていきますので、

	<p>どこかの段階で線引きする必要があります。そういうことで、特にまちづくり、公民館の関係、地域の声を聞いていただく機能を重視しました。ただ、地域からも、防災、民生とかの人がいないという声があるのも確かです。これについては、まず執行部においていろんな観点から議論ができるように担当課においての対応も必要になってくると思います。全分野のカバーは無理ですので、そういう議題になった時は分野の皆さんからご意見をお聞きする工夫は必要だと思っています。</p>
<p>芦谷委員</p>	<p>今の答弁で良いのですが、所管から進めるとそれ以外が抜け落ちることが多いです。ここにおられるメンバー以外の福祉や環境、防災等もしっかりカバーしてください。</p>
<p>政策企画課長</p>	<p>コミュニティセンター検討部会は基本的に事務局として、まちづくり担当のまちづくり推進課、公民館を担当している生涯学習課、加えて各自治区の防災自治課が事務局を担っています。市の関係部署にも関わっていただくこととしています。防災安全課、総合窓口課、健康医療対策課の3つについては関係部署として関わっていただくようにしています。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>事務局は市職員とのことですが、基本的にはわずか9回の開催で作られていくということで、たたき台は事務局で提案して、それを委員会で揉んでもらう流れですか。</p>
<p>政策企画課長</p>	<p>検討委員会の中に部会があります。それぞれ事務局が違いますが、基本的には事務局の案を部会で協議検討していただきます。</p>
<p>飛野委員</p>	<p>議案質疑でもありましたが、公募による市民2名の話ですが、絞り込みはどのような基準でやるのでしょうか。</p>
<p>政策企画課長</p>	<p>検討委員会公募2名ですが、審議会を参考にさせていただきます。25名の構成から今回22名ですので少しコンパクトです。活発な議論のためにはあまり多くなりすぎても良くないということで。審議会は3名となっています。できれば多い方が良かったのですが、トータルバランスを考えて公募を2名としました。</p>
<p>飛野委員</p>	<p>ちょっと違います。</p>
<p>政策企画課長</p>	<p>公募委員の選定方法ですが、選定方法は公募ですので、関係条例、あるいは補正予算が認められればすぐ公募をかけたいと思います。方法については、市民の皆さんに広く周知する必要があるため、ホームページ、ケーブルテレビ等広く考えています。広報紙に載せることを検討していましたが、どうしても原</p>

稿記事の関係で間に合わないということもありますので、その部分については、特に浜田自治区については行政連絡員に回覧のご協力いただきたいと思います。

飛野委員

私の質問が悪いのかもしれませんが、その辺は理解していません。結局2名に絞った場合、何かの基準で絞らないといけないではないですか。それは難しい。学校のテストなら分かりやすいですが。どう2名に絞るのですか。

政策企画課長

2名の公募委員の選定方法ですね、これについては、市職員による選考委員会を設けてその中で公平中立に選びます。

西村委員

5月17日のこの会議で示された資料で、1点だけ確認したいと思っています。中ほどに「新たな住民主体のまちづくり(1)から(5)」のうち(1)について。これまでの自治区を基本としたまちづくりを一步進めて、自治区の枠を超えた一体的まちづくりを目指すとあります。これは具体的にはどういうことを指すものがあるのですか。精神を言っただけのことですか。

政策企画課長

自治区の枠を超えたということですが、これまで個性のあるまちづくり、一体的なまちづくりのバランスが大切だということで、自治区の枠を超えた、と記載しています。具体的にどのような枠かは、精神的なものかと思いますが、1つは中山間地域を大事にする。しっかりご支援することとなると思います。理念条例を定める際には自治意識を高めるための教訓を作り、全市的な方針を出すためです。

西村委員

これは自治区制度見直しする時に、自治区制度をなくすという表現が引っかけって辛辣な意見が出ました。そのことと関わりがあるのでしょうか。もう1つ納得がいけないのですが。まちづくりを一步進めてなので、そこが腹入れ出来かねます。

串崎委員長

その他ございますか。

(「なし」という声あり)

ここで暫時休憩します。再開は2時15分です。この後採決となりますので、執行部の方は退席いただいて結構です。お疲れ様でした。

[休憩 14時05分 ~ 14時15分]

串崎委員長

会議を再開します。

議案第52号を採決するにあたり反対の方のご意見をうかがいます。

西村委員

正直、全く悩まないわけではありませんが、自治区制度を変

えていくことだけを決めて、それに代わるまちづくりはこうなるのだ、というものを示さないまま1年延長して、1年後は変えていくということだけを決めること自体は、私は理論上は1年以上延長という可能性は残されていると思いますが、執行部の姿勢にその答弁はないと感じましたので、私はそれは間違いだという考え方で、反対というよりは、気持ち的には賛成しがたいです。

川上委員

私も西村議員が言われたのと同じですが、先の見えないまま1年という形だけ出してくるのは間違いだと思います。やはりあるべきものを示してから1年で、これでなんとかするからここで廃止しますというのがまともなことだと思います。まっとうにやるのが筋だと思うので賛成しがたいです。

三浦委員

私は執行部案を聞いて、自治区制度は廃止になり、かつその中でも自治区長がなくなる。それ以外は基本的な自治機能として機能してきたことがほとんど残るよう提案してきています。それに対して更に自治を推進するために既存の公民館にコミュニティセンター機能をプラスするのが住民自治の推進に必要なやり方だという執行部案はきちんと示されていると思います。ですから粛々と。この1年というのも本来ならこのタイミングまでにしておくべきでしたが、そこが住民との意思のコミュニケーションが十分にできていないということで、1年延長という説明だったのだと理解しております。ですから粛々と進めていただくということで私は賛成です。

岡本委員

私も賛成です。この条例については一応検討されると執行部は言っていて、それに反対することに違和感があります。これについては我々も意見を述べてきました。当然、執行部は検討委員会に意見を求めたいと言っているわけですから、私はこれは当然だと思いますし、賛成です。

串崎委員長

他に意見のある方はいませんか。

三浦委員

先ほど私の意見を申し上げたのですが、西村委員、川上委員の反対理由が、「新しい制度の説明がきちんとされていない説明がない」というものでしたが、私は先ほど意見で述べましたが、ほとんどの現行の自治区制度のもとにしかれている機能はほとんど残っているという理解をしています。そうでないお二人の理解だと思いますが、どの点が説明されてないと理解されていますか。

西村委員

まずコミュニティセンター化の話です。示されているのは10

のうち入口部分で、中身は全く。私は正直、コミュニティセンター化という単語と意味くらいの知識しかありません。したがって、いろいろな成功事例、失敗事例も私は知らない。それを執行部にいろいろ出してもらった上で、しっかり議論して初めて、それについてまちづくりの核として公民館があると市民が納得して賛成・反対の判断をするものだと思います。ある程度それらが見えた段階で1年後には変えていきますというスケジュールでやっていけば納得するのですが。私はこのこと自体、入り口で否定しているわけではないのです。1年延長を。しかし、いかに言っても現段階で1年延長以外はまかりならんというスケジュールを決めるのはおかしいだろうと言っています。

川上委員

私もこれは1年が条件ということで出ていますので、1年間という形にして、まちづくり推進条例とか、コミセン化とかいうのを見せずに1年間というのはあまりに乱暴だと。やはり住民が途中の段階を聞きながら納得しながらやるのが筋だと思います。やはり西村委員も言われましたが、取り掛かり方が違うのではないですか。

串崎委員長

他にご意見ございますか。

(「なし」という声あり)

それでは採決に入ります。本議案は原案のとおり可決すべきことに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手：多数)

賛成多数で原案のとおり可決すべきことと決しました。

串崎委員長

続いて「議案第54号浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会条例の制定について」ご意見のある方はお願いします。

三浦委員

これも、条例の性質みたいなものに疑問があったのうかがいしました。理念条例の作り方は本当に理念しか示さないものもあれば、仕組みまで示すものまで様々だと理解しました。今の自治区制度に代わる今後のまちづくり方針を示した時に、ある程度は地域の方々のニーズも聞いた上で、必要な機能は残していくということですので、後継にあたる条例であるということで、これも示された検討プロセスで、私は賛成したいと思えます。

西村委員

やはり52号とどうしても関連するので、そういう意見表明になるのですが、先ほどの繰り返しになりますが、協働のまち

づくり推進に関する条例を進めていく段取りとしては、まず、きっちりしたものを示せとは言いませんが、だいたいこの程度のまちづくりイメージが湧くようなものを示してから推進条例に取り掛かるのが筋ではないか、というのが私の一番言いたいことです。それが無いのに、同時並行で進んでいくこと自体がどういう考え方にたったらそういう思考になるのかと理解しがたいです。そういうステップ、段取りが普通に考えるものだと思いますが、すごくスケジュールでエンドを区切って、しれまでにやるために、仕方なくこういうスケジュールを組んでいるようだという印象を持たざるを得ないのが率直な感想です。この議論自体が間違っているとは思いませんが、段取りを踏めということです。あえて理屈を言うとする。

川上委員

52号に反対したのですが、52に届くためにはこの54号というまちづくりに関する条例の検討委員会は大事であろうと。本来はまちづくり推進に関する条例は、遙か昔に作られていなければならなかったものだと理解しながら今からでも遅くないから頑張っただけでやっていただきたいと思います。

岡本委員

私は賛成です。少し曖昧な部分を見た時に、こういう形でまちづくり検討委員会を設置することで、市民の意見を聞きたいという立場もあるのだらうと思います。執行部側は広く市民に意見を聞きたいというスタンスなのでしょう。そういう体制づくりが必要ということでそれは私も必要だと思うし、賛成です。

串崎委員長

他にご意見ございますか。

(「なし」という声あり)

ないようですので、採決に入ります。

本議案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手：多数)

賛成多数で原案のとおり可決すべきことと決しました。

以上で当委員会に付託された案件の審査は終了します。委員長報告は正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

(「はい」という声あり)

9月30日の表決までに正副委員長で作成したタブレット端末に議案等資料と共に報告フォルダに入れておきますので、ご確認いただきたいと思います。

3. 自治区制度について（公民館のコミュニティセンター化等）【委員間で協議】

串崎委員長

先般委員から公民館のコミュニティセンター化について、現時点の意見や考えを提出していただいています。コミセン検討部会スケジュールでは、10月下旬に委嘱状が交付され、11月下旬から検討委員会に入られるとのことで、この特別委員会としても12月を目途に意見をまとめ、それを執行部に伝えて後に検討部会等で議論に活かしていただきたいということだったと思いますが、皆さんもそういう認識でよろしいでしょうか。

（ 「はい」という声あり ）

それでは本日の委員会では皆さんからいただいた意見を基に協議していきますが、執行部に意見を伝えるにあたり、いくつかの柱といたしますか、項目別に整理した方がよいと思われましたので、正副委員長と協議して5項目に分類整理させていただきました。項目の追加・修正等は後程、皆さんからのご意見をいただきたいと思えます。少し概要説明をしますので、タブレット資料をご覧ください。

（ 以下、資料をもとに説明 ）

皆さんから提出していただいた意見をまとめたものです。質問項目は全部で5つありました。1ページ目をご覧ください。1番の項目で、まず、「公民館のコミュニティセンター化について、現時点で賛成か反対かを記載してください」ということで、記入してもらっています。

それぞれ意見を書いてももらっていますが、現時点で賛成6人、反対3人、どちらとも言えないが2人ということです。それぞれの意見については後ほど、ご覧ください。

続いて、2ページ目の上の黄色い部分ですが、2から5までの質問があり、それぞれ書ける部分について意見を提出してもらっています。

それで、ここからは皆さんから出た意見を、1.管理運営について、2.機能・体制について、3.職員体制について、4.関連予算について、5.その他（まちづくり全般・地域協議会等）の5つに分けさせていただきました。この分け方については、執行部が作成した5月17日の委員会資料の「公民館のコミュニティセンター化について」の資料、今、事務局から配信しますが、こちらの資料の赤丸の部分を項目としました。

では、また委員まとめの資料をご覧ください。

本日はこの項目ごとに出た意見を見ていきいくつかの意見

を箇条書きでまとめていくべきかなと私は感じていますが、今日はどのように進めましょうか。皆さんのご意見をお願いします。

三浦委員

各委員さんの意見をまとめて頂いていますが、そもそもコミュニティセンター設置に関する執行部案に対して、賛成と反対があつて、これはコミュニティセンター化することにそもそも反対なのか、コミュニティセンター化の今の考え方に対して部分的に反対なのか、その賛否がすごく分かれている中で、委員会として最終的にどのようにまとめられるのか。意見書として「いろいろあつた」ということで出されるのか、それとも何等かの共通認識を持つ所までまとめられる予定か。後者だと賛否が分かれていると、まとめづらいのかとも思いますが、どのようにまとめられるのかお考えを聞かせていただけますか。

芦谷委員

結局、こうして執行部が進めようとしているコミュニティセンター化、今までの自治区を振り返ると市民間の不協和音、議会の間不協和音が足を引っ張っていると思います。絶対反対という意見があるかはわかりませんが、何かの修正をしていって議会とすれば大まかには執行部の後押しをする形でまとめればと思つていまして。従つて今日は心配事、懸念事、反対意見をうかがいながら、それを何とか前へ進む方向に集約できればと思つていますがどうでしょうか。

岡本委員

私はこの場はコミュニティセンターについて賛成をするのかしないのかで着地するのだからと思つています。反対なら今から執行部が出そうとするものを全て否定するのだから、もっと強い形で言わないといけないでしょうし、その辺を意見集約とか、賛否を問う形になるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思つています。あやふやにあちらも検証、こちらも検証という次元ではないと私は思つているので、やるかやらないかの整理が必要だと思つています。よろしくお願ひします。

串崎委員長

今までのスタートラインのことですが、先ほど申し上げたように一応この前の会議では12月中に執行部に、コミュニティセンター化について箇条書きで意見集約することと決まっています。

賛成・反対については自分のご意見で書いていただきたいと思いますと思つています、あくまでそれは賛成・反対ではなく、コミュニティセンター化についてのアイデアを箇条書きにして、12月議会の中間報告ではないですが、本会議で話をしても良いですし、

いろいろな方法があると思いますが、いただいた資料に「(1)管理運営について」と「機能役割について」と5つ、関連予算とその他ですか、それを四角枠で書いて分けてありますが、こういう形に沿って分類して特別委員会の意見として箇条書き程度で意見する、といったことかなと私は感じています。皆さんそれに沿って進んでもよろしいですか。

川上委員

前にもそういう話があったので、これという形で決めるのではなく意見として、これについてはこうでした、これについてはこうでした、という形で出していただくのが一番いいかと思います。

串崎委員長

その他ございますか。川上委員のお考えは、委員それぞれ考えがあるので個別に書いて出すということですね。

川上委員

執行部案を補完する部分もあるだろうけど、市民の思いを若干加えることも必要ではなかろうかと思っています。

芦谷副委員長

柱立てして整理がしてありますが、懸念反対の意見もあるのでその辺も付記しながら項目ごとに、この委員会ではこうですと何とかまとめられればと思いますがいかがですか。この中身の方向で集約していくということ。

西村委員

私は正直、現状でコミュニティセンター化に対して私自身の意見を求められても言いかねます。申し訳ないが情報として蓄えがないし、執行部が示しているのも本当にわずかな例だと思います。それに対してどうこう言う段階ではないし、例えて言う一番気になっているのは職員体制です。委託はどこが受けるのが肝心要だと思いますが、現時点で決まってないし。例えば、そうするとA公民館は料金を取るとか、B公民館は無料といった差が出てくる可能性だってあるではないですか。しかしそんなこと分かりませんよね。意見を求められても、言える範囲はごくわずかです。だから一口に言えば急ぎ過ぎなのです。

串崎委員長

この前の段階で西村委員に強く言っていただきたかったですが。最終的には三浦委員が言われましたが、せつかく12月に検討部会が立ち上がるのでそれまでに特別委員会として少し意見集約した方が良いのではないかということで、とりあえず前回は終わったかと思っています。

佐々木委員が言われたのは、右に行ったり左に行ったりするのではなく1つのことを決めてやるべきだから、きちんとしないといけない。そういう意見もあったりして、それを確認して先ほど言ったところまでは来ていたのですが。

芦谷副委員長

これも皆様の総意ですので、西村委員が言われることもごもつともだと私は重々承知していますし。それを思いながらここにいるメンバーで意見書を提出するのも、それはそれだと思っています。その辺の整理をお願いしたいと思います。

佐々木委員

西村委員に少し意見なのですが、私も職員体制が難しいと思っています。できれば連携主事や正職員と思っています。従って委託も含め、非正規の職員配置なので、ぜひその辺は充実しろと自分は言おうと思っています。従ってここにあるのを、委託だとか非正規でやることを前提にせず、それを覆すことがあっても良いと思っています。したがって情報が少ない所は執行部に説明してもらって、こちらでも能動的に動いて前に向いた議論をしてはと思います。

委員長が先ほど僕の発言として紹介した内容は少し違うのではということも含めて挙手しました。僕は今回賛成でも反対でもなく、どちらとも言えないに記述しています。

内容が明確になっておらずあまり記述できる状況にないと書き始めています。まさに気持ちは西村委員と一緒に、我々がまだコミュニティセンター化について何の勉強もしていないですし、どういう内容がこの町に合っているかの判断もできにくい状況もあるし。ましてや執行部がやろうとしている中身すらほとんど決まってない状況の中で、どういった意見が言えるかなど。難しいし時間もかかるし、ということをお前回言ったつもりです。

その上で、この意見を集めて進めるとなると、多分各委員のいろんな思い、先ほど副委員長は後押し的なことをすべきということをおっしゃいましたが、それも今の段階でできるかどうか。おかしいことは後押しできませんので。それも含めて各委員からいろんな意見が出るので、正副委員長と事務局とで、このように進めたいというのをまず提案してもらわないと、この話はなかなか進んでいかないような気がします。

芦谷副委員長

この前、雲南市にも行ってきました。大田、江津、益田まで全部コミュニティセンター化を一応やっています。従って容易にコミュニティセンター化をすればこうなるというのは想像がつくので、場合によっては執行部をして資料収集してもらったりして、こちらは能動的に前に進まない。なかなか執行部が案を作られるのを待つのも、主体性に懸念があります。近隣の先進市に学ぶことも必要だというつもりで発言しました。

永見委員

私も今の状況で賛成・反対は言いかねるため、どちらとも言えないと記述させていただきました。職員の委託云々についても一般質問させていただきましたが、その辺りに課題が云々という話もされましたので中身が全然見えないということもあり、もう少し執行部から情報をいただいて、それから意見書なりの方向へ進むべきではないかと思います。

岡本委員

私は浜田自治区を見て、協働のまちづくりの仕掛けをするのは誰だといった時に、コミュニティセンターという位置づけの中の仕掛けづくりが一番動きやすい環境だろうと思っています。これまで執行部の担当課がまちづくりをいろいろ働きかけていったにも関わらずなかなかできづらいので、これまでと変えた視点の人たちに動いてもらえば、まちづくりができやすいと私はと思っています。

それで、執行部はそういう意味も含めて指定管理という言い方をしているのですが、委嘱してやってもらう案ももっているが、あくまでこれをコミュニティセンターということに基づいて皆さんに作ってもらいながら、私たちはこう思っているので作ってくださいね、という位置づけだと思うので、私たちも執行部が出してくるのを検討するのではなく、逆に執行部は執行部でやってもらって、我々からも提案しましょう。要はコミュニティセンターでなければ何があるのだということです、私に言わせれば。それに代わる物が今の私の中にはないから、私はコミュニティセンターという位置づけで活動してもらう方が、まちづくりはしやすいと思っていますので、そういう考えもあるということをお話しておきます。

三浦委員

コミュニティセンターで言えば、旧那賀郡地域の公民館活動と旧浜田市内の公民館活動・役割とではかなり大きな差があると思っています。旧那賀郡エリアの公民館活動を見ると、ほぼ今の執行部が目指しているコミュニティセンターという形に近いのだろうと私はと思っています。であれば、そこに更に人員的なサポートも必要ですし、予算もつけないと、たとえばまちづくり委員会の活動事務を公民館の方がボランティアで担っているような状況は早く対策を打たないと。公民館で働いている方々の負担はかなり大きいと思います。そう考えれば予算の手当、人材の手当をきちんとしていく必要がある。そして公民館という位置であり続ける以上、社会教育施設としてそこでやりにくいこと、公民館とはこういう所だよねという何と

なく凝り固まったイメージを持っている部分もあると思います。それは今まで本来、公民館はこういうこともできたのにやっとなかったという現実もあると思います。例えばそこで物を販売することも本来ならやって良いのです。しかしなぜか公共性というものを捉え違えていてそれができない状況と、そこで学んだことや考えていることをまちづくりに実践していきましょう、ではそのサポートはどうしますかといった時に、教育部局にあるのではなく市長部局にもってこることで活動しやすい仕組みにしていくのは、旧那賀郡の公民館の方々がまちの中で果たされている役割、それを見習いながら旧浜田市の中にも作っていく、この方向性には私は賛成しています。

同時に始めることについての違和感や懸念は、むしろ浜田市こそコミュニティセンター化していかないといけないと思っています。なぜならまちづくりが進んでいないから、組織化が。その組織化を手伝う役割をコミュニティセンターに持たせていきましょう。持って欲しいと僕は思っています。それを今の公民館に任せるのは人的にも負担だから、そういうことをサポートできる人材を探すのが課題ですが、そこに新しい人材を置いて、まちにどういう人たちがいるのか人材を集めてきて、まちづくりの活動をこういう形でやっていきましょうということ仕掛けるのがコミュニティセンターの新しい役割ですから。旧浜田市にとってはコミュニティセンター化になることはとても良い事だと思います。むしろ今の公民館のままではなかなか進まないと思っています。そうした中で考えれば今の浜田の中の公民館という単位をベースに考えると抱えているエリアが大きいので、公民館区の見直しとかも一緒にやらないと、コミュニティセンター化とただ機能を変えても浜田の中では上手くいかないと。その所を一緒に考えて欲しいという意見書を書いていて、コミュニティセンターの検討委員会が始まるまでにそうしたことをきちんと伝えておきたいというのが意図です。

コミュニティセンター化していくということは、まちづくりをきちんと進めていくためのサポート機能を強くしていくことだと私は理解していますので、これは早急に取り掛かる必要がありますし、自治区制度で培ってきた仕組みの上に、更に自治性を高めていくために、こういう機能は必ず必要だと思いますし、それが機能していくことを信じて執行部には早急に形作

飛野委員

りの最後の仕上げをやっていただきたい。ですから今日出ている2つの議案にも賛成しました。

三浦委員の話は本当に的を射ていると思います。執行部側もどんどん進んでいて、後追いになっている部分があるのではと。せっかく良い提言をしているのに後追いになってはその値打ちも半減するのではとあっていて。完全に何もかも全てにきちんとしたものを提言するのではなく、基本だったり根本だったり仕組みの中心的なものを捉えて、早いタイミングでできれば進めていただけたらと思います。

上野委員

先ほどの三浦委員の意見に感動しました。郡部は公民館が事務局を持ったりしたからまちづくりが早くできました。やりやすい状況でもあったし、それだけ追い詰められていた部分もあります。自治会や社協さん、別々の仕事をしていたものが1つのまちづくりを作って、そうすると運動会もまちづくりが受ける、すると地域の自治会長さんも積極的に入って来られるし、地域の助け合い隊を作れば、社協さんも積極的に入ってくる。今までバラバラにやっていたものが1つにまとまって、公民館に随分人が来るようになった。そこがすごく賑やかになった。今は公民館が主でやっていますがコミュニティセンターになったら、たとえば地域の特産を皆で提案してそれを売るようにして、少しでもお金を儲けようではないか、まちづくりもやってみようではないかということやっていくうちに、楽しい場になりました。

なかなかまちづくりが進まない所にそのような自慢げな話をするのも気が引けるし、言われても反発心が出るし。これから郡部からも市街地からも自由に意見を出し合って、先ほど言われたように公民館単位よりもまちづくりがバラバラになっている。今まで1つの公民館に地域の人が来ていたのが、バラバラに引き裂いてもいけない。そういうことも考えながらこれからコミュニティセンターの拠点を作っていくことを皆で考えたいと思います。

串崎委員長

とりあえず、今出た意見の賛否云々ということもしたくないのですが、進める上で2つ出ています。西村委員、佐々木委員は今の状況では難しいのではないかというお言葉でした。三浦委員等は、何らかの形をある程度出した方が良いのではないかとおっしゃいました。その辺のことを含んで暫時休憩したいと思います。

〔 休憩 15時～15時10分 〕

串崎委員長

会議を再開します。先ほどの続きですがご意見のある方は引き続きよろしくお願ひします。

川上委員

これまでもたくさんの方と意見を交わしましたが、やはり公民館のコミュニティセンター化が今後必要であることはどなたも理解されていると思います。

佐々木委員

しかし今日はこうしてたくさんの方からたくさんの方の意見が出ています。まだまだ議論が足りないということだと思います。執行部においてもいろいろな方も議論が足りないの、意見を付して意見書として出すことが必要かと思っています。

串崎委員長

同じ方向ですが、今回の意見は賛成・反対・どちらでもないといろんな意見が盛り込まれていて、執行部案をこれから作るにあたってこの内容をしっかり意見書として伝えて、こう進めて欲しい、こういう心配がある、ここだけはやらないで欲しいとか、その辺を整理しながら気を付けてもらって政策を作ってもらおうという方向性のものを、意見書として提案する流れが、今できるベターかなと思っています。

いまのご意見で皆さん賛成ですか。

(「はい」という声あり)

ではそのような方向で正副委員長で作成させていただきます。川上委員と三浦委員には素晴らしいご意見をお聞きしたので、少し手伝っていただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。

次回の会議はいつ頃にさせていただきますでしょうか。

こちらで整理したものができたら、また皆さんに会議開催についてご案内申し上げたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

では以上で本日の委員会を終了します。お疲れさまでした。

(閉 議 15 時 13 分)

浜田市議会委員会条例第 65 条第 1 項の規定により委員会記録を作成する。

自治区制度等行財政改革推進特別委員会 委員長 串崎 利行 ㊟